住所　東京都新宿区百人町１丁目11番24号
　白善惠　昭和53年４月６日生
住所　静岡県湖西市新居町中之郷68番地１
　白洟禎　昭和55年４月22日生
住所　東京都世田谷区八幡山３丁目10番４号
　金民洙　昭和40年４月25日生
　全玲美　昭和40年３月20日生
　金賢哲　平成５年４月５日生
　金仁哲　平成７年９月25日生
　金民稀　平成13年９月25日生
住所　東京都大田区大森北２丁目13番31―313号
　康俊子　昭和20年１月14日生
住所　東京都板橋区宮本町21番１号
　梁一美　昭和50年12月６日生
住所　東京都荒川区東日暮里６丁目22番７号
　鄭歩美　昭和63年８月20日生
住所　東京都荒川区東日暮里６丁目22番７号
　鄭美和　平成元年12月30日生
住所　東京都練馬区氷川台４丁目９番７号
　ジョン・マイケル・ヴェラスコ・ムネイシ　昭和60年１月23日生
住所　埼玉県川口市栄町２丁目12番27―501号
　エミリ・レポネス・コリス　昭和35年11月１日生
住所　埼玉県八潮市中央２丁目24番地３
　金先鎭　昭和38年４月13日生
住所　千葉市稲毛区小仲台５丁目２番１号
　張明栄　昭和41年１月23日生
　張琢成　平成６年５月21日生
　張俐綺　平成８年２月14日生
住所　千葉県習志野市実籾６丁目10番６号
　楊斌　昭和34年９月２日生
住所　千葉市若葉区東寺山町941番地２
　張暁賀　昭和55年11月24日生
住所　東京都足立区東和５丁目11番13―105号
　朴裕仁　昭和38年１月９日生
　朴愛美　平成８年３月22日生
　朴章徳　平成11年３月21日生
住所　東京都足立区中川４丁目10番３号
　朴美美　昭和41年４月25日生
　朴美紗　平成５年１月７日生
住所　東京都足立区東和５丁目１番７号
　朴研仁　平成８年５月20日生
　朴柾仁　平成10年７月15日生
住所　東京都足立区中川４丁目10番６―705号
　朴美華　昭和45年８月１日生
住所　東京都板橋区赤塚４丁目14番８号
　ルイス・アルベルト・ミサリ・カチャイ　平成２年２月17日生
住所　和歌山市狐島33番地２
　沈成輔　昭和21年２月16日生
住所　千葉県長生郡白子町古所5449番地16
　于金玲　昭和30年８月10日生
住所　千葉県匝瑳市堀川495番地17
　孛爾只斤斯日古楞　昭和46年10月23日生
住所　三重県鈴鹿市南玉垣町6477番地３
　李富次　昭和11年12月23日生
　金富子　昭和17年９月14日生
　李眞千子　昭和52年７月18日生
住所　広島市南区東雲本町３丁目２番５号
　周英子　昭和７年12月18日生
住所　福岡市西区愛宕４丁目７番12―205号
　金喜一　昭和34年６月29日生
住所　福岡市早良区田隈１丁目13番18―212号
　金望　昭和55年６月25日生
住所　岐阜県大垣市新長沢町２丁目５番地
　梁薫　昭和38年７月26日生
　文伽菜　平成３年10月23日生
　文一樹　平成９年４月８日生
住所　岐阜県大垣市東前２丁目69番地２
　梁榮　昭和48年７月６日生
住所　群馬県高崎市浜尻町946番地
　麗娜　昭和44年３月３日生
住所　山口県山陽小野田市住吉本町１丁目３番29号
　李貴子　昭和51年５月31日生
住所　千葉県君津市人見971番地１
　ジェリン・エイスマ・カルベ　平成３年６月４日生
住所　千葉県船橋市咲が丘２丁目４番28号
　マルデン・グチェーレス　平成元年７月13日生
　マリエル・グチェーレス　平成６年12月11日生
住所　千葉県八千代市ゆりのき台８丁目７番地19
　方莉　昭和51年11月10日生
住所　千葉県八千代市八千代台西１丁目１番地50
　孫茁　昭和54年４月９日生
　金春梅　昭和55年１月８日生
住所　千葉県船橋市行田３丁目８番１―603号
　劉徳全　昭和50年１月19日生
　劉寧馨　平成18年２月17日生
　劉寧玥　平成19年10月23日生
住所　千葉県浦安市北栄１丁目３番26―602号
　金美江　昭和48年10月７日生
住所　千葉県松戸市常盤平２丁目24番地１
　王詩腸　昭和53年５月26日生
　孫利雯　昭和61年８月28日生

○厚生労働省告示第四百二十四号

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針

第１　総則

１　目的

この指針は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報について、その利用及び管理について責任を有する者（委託契約を締結してデータを管理する者を含む。以下「管理責任者」という。）以外への提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用に資することを目的とする。

２　対象となるデータの範囲

この指針の対象となる情報は、法第十六条第一項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するために行う調査及び分析に活用するために、同条第二項の規定により厚生労働省が収集及び管理する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する情報（集計して得られたデータを含む。以下「データ」という。）とする。

第２　データの利用目的

１　データの利用目的

⑴　データは、法第十六条第一項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。

⑵　都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、法第九条第六項及び第十五条第一項の規定に基づき、都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は、⑴の調査及び分析結果のほか、当該求めに係るデータを都道府県知事に提供することができる。

第３　データの提供

１　利用及び提供の制限

⑴　第２に規定する場合を除き、データは管理責任者以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

①　厚生労働省、その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、医療サービスの質の向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合であって、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

②　①に規定する以外の場合であって、①に規定する施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの使用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

⑵　⑴のいずれかに該当する場合にあっては、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上でデータを提供するものとする。

２　データの利用に係る申請及び審査

１の⑴のいずれかに規定する承認は、データの利用に係る申請に対し、当該データの利用の公益性等を厚生労働大臣が個別に審査した上で行うものとする。

３　提供を受けたデータの取扱い

１の⑴のいずれかに該当し、データの提供を受けようとする者は、提供を受けるデータを適正に管理した上で、承認された目的等の範囲内で当該データを利用し、承認時にデータ利用者として承認された者以外の者が当該データを利用することのないよう徹底するものとする。